

原木市売市場と素材生産

一日田市森林組合共販における「同粒」一

九州大学農学部 堺 正 紘

1. はじめに

木材市売市場とは「問屋が荷主から販売を委託された木材を1ヶ所に集め、定められた日時にその木材を“せり”又は“入札”によって仲買商に販売させる事業所」(農林省「木材流通構造調査報告書」昭和50年)である。昭和50年には全国に548市場あり、このうち原木を取扱った市場は463市場、それらの原木取扱量は698万 m^3 で、同年の製材工場の国産原木入荷量の26%を占めていた。43年には17%であったから9ポイントの上昇となるが、それを流通業者を経て入荷する国産材に対する比率でみると43年の32%から50年の47%へと15ポイントも上昇しており、この間国産材流通に占めるシェアは著しく増大したといえよう。

このように原木市売市場は国産材流通において大きな役割を果たしているが、それは量的な面にとどまらない。国産材原木の生産流通は森林所有の小規模、分散性のため、立木販売(伐出生産)の単位が極めて小さいこと、生産物が天然産品のため種類、品質が多様であること、などから規格性、大量性にとほしい多品目少量生産となっている。一方、国産材を原料とする製材工場は近年、樹種や径級あるいは品質ごとの分化、専門化が進み、特定の原木を比較的大量に需要する形態が増加しつつあるのである。

つまりわが国林業の宿命ともいえる素材生産の多品目少量分散性を克服し、製材工場の必要とするある程度まとまった数量、品目にして供給することが求められるようになってきているのであり、そうした機能を果たすことが原木市場にも強く求められていることはいままでもない。東濃や松阪、桜井、勝山あるいは日田など国産材製材産地として発展している地域には原木市場の発達が見られるのであるが、これも原木市場のこのような機能によるところが大きいといえよう。

しかしこれは細分化と大量化という相矛盾することを行なおうとするものであり、必ずしも容易なことではない。事実、仕訳、選別については多くの報告がみられるが、それらの一定数量への大量化につ

いてこれまでその実態はほとんど明らかにされてこなかったし、報告されたものも見られない。本稿ではこれが広く普及している日田地方の実態を日田市森林組合共販所の事例をととして報告する。なお本研究は文部省総合研究「外材との競合下にある国産材産地の再編に関する総合的研究」による。

2. 原木市場の概要と日田市森林組合

日田地方には現在原木市場が8市場あり、経営形態は会社市場4、木協市場1、森林組合共販所3(県森連1、単位森林組合2)である。単位森林組合共販所としては日田市及び日田郡の両森林組合共販所があるが、前者は41年に6森林組合協業による日田郡市共販所として開設され、51年の日田郡森林組合共販所の分離開設に伴って単位共販所となったものである。これらの市場の原木取扱量は昭和40年度117,700 m^3 、45年度170,600 m^3 、50年度198,200 m^3 と増大し、55年度には263,100 m^3 に達し、地域の素材需要量(外材を含む)の60%を占め、国産材に対するシェアは75%にも及ぶのである。日田市森林組合共販所の取扱量はその18%を占めている。

日田市森林組合は昭和56年6月末現在で組合員数は2,870人、出資金3,863万5,000円、理事25名(うち組合長常勤)、監事4名、職員は4課25名のマンモス森林組合である。昭和55年度の事業総収益8億4,937万円、事業総利益1億5,321万円で、その部門別構成比は販売が64%、ついで利用19%、金融9%、購買9%の順で販売部門のウエイトが圧倒的に高い。これは林産事業を基盤として展開されている共販事業によるものであり、職員9名、32班142名の労務班員(総数は39班196名)による林産事業は40,115 m^3 に達しており、このうち山床販売された833 m^3 を除く39,282 m^3 が共販所へ出荷された。

また共販所は23,000 m^3 の土場とフォークリフト8台を擁し、共販課6名の職員と22名(男21名)の共販所作業員によって運営されている。55年度の取扱量は49,856 m^3 、このうち組合直営の林産事業によ

る出荷が79%、残り21%は地区外等からの販売委託で、四国地方からのものが多い。また直営の林産事業の場合の主伐材と間伐材の比率は55年度から間伐材が増加したため現在では概ね半々である。

3. 日田市森林組合共販所における樁積の実態

日田市森林組合の仕訳基準は極めて細く、それは日田地方の各木材市場においても同様である。まず樹種別に分け、これを4m、3m、2m、6mの長級に分けるが、4mが最も一般的である。そしてそれぞれを3~6cm、7~12cm、13~16cm、18~22cm、24~28cm、30cm以上の径級階に区分し、さらに元玉、直、曲、キズ等の形質ごとに選別して樁積みする(3~6cmはタルキとして今年から一本化され、取引単位も1本単価に改められ、スギ、ヒノキ混みで扱われている)。

しかしこのような仕訳基準は単に個々の丸太を区別し評価するだけでなく、別々の商品群として場所的に区分するための基準であるから、基準が細くなればそれだけ樁積の大きさは小さくならざるを得ない。

これを日田市森林組合共販所についてみると表に示すように、本数4万余本、材積1,840m³の原木は1,276件に仕訳選別されており、1件当りの本数、材積はそれぞれわずか32本、1.44m³にすぎないが、このまま積まれるわけではない。当共販所ではこれらをいくつかずつ再集積する形で樁積みが行なわれているのであり、1樁当りの平均件数は2.3件である。1樁当りの本数や材積も72本と3.3m³とその分だけ大きくなっている。つまり細かな仕訳選別基準にもとづいて細分化した後、再びこれを集積すること、すなわち「同樁」にすることによって取扱単位の大量化が図られているのである。

ところでその場合同一人の材を集めることは無意味である。異なった出荷者の同種の原木を「同樁」にするのでなければ意味がないわけであるが、これは表のように行なわれている。

事例B(径級8~11cm)の場合、21名の出荷者の材を25件に仕訳選別した上でこれらを4つの樁に再集積している。1樁に平均5人余りの出荷者がかかわって

おり、これによって1樁の大きさも160本、4.86m³になっている。

事例D(径級11~16cm)では13人のお荷者を4つの樁に区分、したがって1樁当り3人で、量的には126本、9.8m³に拡大されている。事例E(径級18~22cm)は12人が15件に仕訳、これを9樁に集約しており1樁に1.7人だが量的には64本、9.7m³と大きい。事例G(径級30cm以上)の場合に1樁1.1件とほとんど「同樁」されておらず量的にも5本、2.10m³と小さい。

4. むすび

このように日田市森林組合共販所ではいく人かのお荷者の材を「同樁」に集約し、そのことによって供給単位のかんりの拡大がなされている。他人の材と一緒に入札にかけるといふ形態が一般化しているのであり、このような「同樁」による大量化という操作を通じてによって国産材原木は製材工場にとって利用しやすい商品としての形質を得ているのである。つまり原木市場は、細かな仕訳選別基準を採用し、かつこれを「同樁」に再編成することによって、国産材原木の多量少量分散性を均質大量一括性に転換するという重要な機能を果しているのである。

しかしそれは径級によって異なった現われ方をしていいる。小径木では「同樁」の頻度が高くその規模も大きい、大径木ではほとんど行われておらず、取引単位も小さい。それは小径木がその利用形態から径級、直、曲以外の要因が価格形成にかかわることは少ないのに対して、大径木ではその外に年輪巾や色あい、節などが重要な意味をもつからであろう。しかし中径木においても「同樁」がかなり行われており、やり方によっては全ての材種について「同樁」という形での取引単位の拡大は可能であるといえよう。そしてこういう形で素材生産の制約を克服することが、林業と国産材製材の関連構造を形成するための最も有効な方法であると考えられるのであり、その意味で原木市売市場の果すべき役割は大きいといえよう。

表 径級区分別市売樁の構成事例(日田市森林組合 昭和56年第18回共販)

買取者	径級区分	出荷者数	件数	樁数	1樁当件数	1件当本数	1件当材積	1件当金額	1樁当本数	1樁当材積	1樁当金額
A	タルキ	12	21	8	2.63	79	1.037	20,835	207	2.723	54,691
B	8~11	21	25	4	6.25	26	0.777	19,097	160	4.861	119,355
D	11~16	13	13	4	3.25	39	3.030	92,398	126	9.847	300,293
E	18~22	12	15	9	1.88	39	5.843	214,457	64	9.738	357,428
G	30~	6	18	17	1.06	4	1.981	88,727	5	2.098	93,999
当該市日の総数		73人	1,276件 40,486本	560樁 1,839.6m ³	2.28件	32本	1.442m ³	円	72本	3.285m ³	円